

「こども食堂」一覧(徳島県ホームページ)への掲載要件

1 実施主体について

- (1) 徳島県内で「こども食堂」を適切かつ非営利で運営するものであること。
- (2) 「こども食堂」を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営する者でないこと。
- (3) 関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がいないこと。

2 運営について

- (1) 参加者に、こどもが含まれること。
- (2) こどもからの費用徴収は、無料または低価格(実費相当額)とすること。
- (3) 食品衛生責任者を設置し、衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギー対策に留意すること。
- (4) 食中毒等に対応する保険へ加入すること。
- (5) 参加者名簿を作成すること。
- (6) 「こども食堂」一覧(徳島県ホームページ)に掲載後、速やかに、管轄の保健所に「開設の届出」を行うこと。
- (7) 開催予定や活動状況等に関する県からの照会等に対し、積極的に協力すること。